

2018.04.19

InterRisk Thai News <2018 No.1>

運送用車両への GPS 装置の設置義務化（一部情報追記）

【本号の概要】

- タイでは運送用車両への GPS 装置の設置義務化が 2016 年から進められています。
- 取得情報の種類、精度等、GPS 装置の要件がタイ陸上輸送局（Department of Land Transport）により詳細に規定されています。

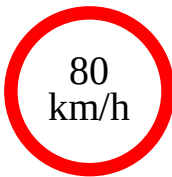
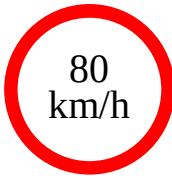
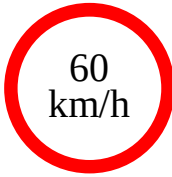
1. はじめに

現在タイでは、運送用車両による自動車事故が増加しており、その被害は運転手や貨物だけでなく市民にも及んでいます。これらの事故の中には運転手が交通法規を遵守しなかったことが原因となったケースがあり、その対策として運送用車両の運転状況を把握、管理することを目的に、GPS 装置の設置が義務付けられました。本稿では、運送用車両に課せられている交通法規についてご紹介します。

2. 運送用車両の速度規制

トラック、バス、トレーラーには、それぞれ以下の速度規制が設けられています。

表 1：速度規制

車種	制限速度	罰則
【トラック】 <u>貨物や動物を運搬する自動車</u> 	80km/h を 2 分以上継続 することを禁止 	5,000 バーツ以下 の罰金
【バス】 <u>公共交通に使用する 7 人乗り以上の自動車</u> 	80km/h を 2 分以上継続 することを禁止 	
【トレーラー】 <u>自動車や農機などを牽引して 運送する自動車</u> 	60km/h を 2 分以上継続 することを禁止 	

3. 運転免許証に関する規定

運転免許証を携帯せずに運転した場合、30 日以下の免許停止が課せられます。

また、運転免許停止期間に運転した場合、2 年以下の懲役又は 40,000 パーツ以下の罰金が課せられます。

4. 運送用車両への GPS 装置設置

運送用車両への GPS 装置の設置は 2016 年に義務化が開始され、車種や排気量に応じて定められた期限内（最長 3 年以内）での対応が求められています。GPS に関する規定には装置の設置自体に対するものだけでなく、GPS で取得されるデータに基づく連続運転時間の制限も含まれています。

下表に主な規定と罰則をまとめます。

表 2：GPS に関連する規定

規定の対象	内容・罰則
GPS 装置の設置	➤ 毎年実施される車検で GPS 装置の未設置、取り外しが認められた場合 →車検 <u>不合格</u> となる。 ➤ 運転中、GPS 装置の未設置、取り外しが認められた場合 →<u>50,000 パーツ以下</u>の罰金が課せられる。
連続運転時間	➤ 連続運転時間は <u>4 時間</u>までとし、<u>30 分以上</u>の休憩を取らなければならない。 この規定が守られなかった場合 →<u>5,000 パーツ以下</u>の罰金または <u>180 日以下</u>の免許停止。

5. GPS 装置の定義、要件

タイの陸上輸送局（Department of Land Transport）によれば、運送用車両には「GPS（Global Positioning System）を用いた自動車走行データの記録および送信用の装置」を設置することが義務付けられており、その要件は以下のように定められています。

【GPS 装置の要件】

- (1) エンジンの作動中または走行中、常時稼働していること。
- (2) 運転手を識別できること（同一の車両を異なる運転手が使用した場合でも、使用したそれぞれの運転手を識別できること）。
- (3) 運転手が不在の場合でも走行データを送信できること。
- (4) GPS 装置に通信機能がない場合、少なくとも 24 時間は走行データを記録できること。
- (5) 電気通信事業法に従って検査、保守されていること。
- (6) 以下のデータをリアルタイムで取得、保存、送信（少なくとも 5 分に 1 回）できること。
 - ✓ 運転手の識別情報（磁気ストライプ型の運転免許証に格納されているデータ：運転手の名前、免許の種類、番号、免許が交付された都市など）
 - ✓ 車両識別番号
 - ✓ GPS 装置の供給業者情報
 - ✓ GPS 装置の不稼働情報
 - ✓ 走行データの日時および車両の位置（解像度 1km メッシュ以下）
 - ✓ 走行速度（1 分毎、単位は km/h）
 - ✓ 運転時間（単位は分または秒）

6. GPS 装置の設置が求められる車両の種類

陸上輸送局はGPS装置の設置が求められる車両について以下の通り規定しています（本稿ではトラック、トレーラーについてご紹介します）。なお、GPS装置設置の義務化が施行された2016年1月25日以前に登録された車両については、車両の種類によって2017～2019年まで設置を猶予する経過措置が取られています。

【GPS装置の設置が求められる車両の種類】

(1) トラック、特殊車両

※写真、図はいずれも陸上輸送局（Department of Land Transport）資料から引用



กระบะบรรทุกมีข้างเสริม



กระบะบรรทุกยกเท



กระบะบรรทุกพื่นเรียบ



กระบะบรรทุกติดตั้งเครื่องทุ่นแรง



กระบะบรรทุก



กระบะบรรทุก



รถตู้บรรทุก



รถบรรทุกของเหลว



รถตู้บรรทุก



รถบรรทุกวิสกี้เน็ตราบ



รถบรรทุกถังผสมคอนกรีต



รถบรรทุกเครื่อขุดเจาะ



รถบรรทุกปูนซีเมนต์ผง



รถดูดฝุ่นและกวาดถนน

(2) トレーラー



รถลากจูง



รถลากจูง

【2016 年 1 月 25 日以前に登録された車両に対する経過措置】

- (1) GPS 装置が設置されていない、または設置されていても陸上輸送局へ所定のデータを提出できない場合、以下の年までに要件に合致した装置を設置すれば良い。
- 企業が所有するトラック、特殊車両：2018 年
 - 個人が所有するトラック、特殊車両：2019 年
 - トレーラー：2017 年（経過措置期間終了）
- (2) 陸上輸送局が定める要件に完全には合致していないものの、車両の位置と走行速度を記録、提出できる場合は、当該 GPS 装置を 2019 年まで使用しても良い。

参照 : https://www.dlt.go.th/th/announce/view.php?_did=1396

<http://www.dlt-inspection.info/dlt/index.php?ref=inspection-work-truck&ref2=truck>

MS & AD インターリスク総研株式会社は、MS & AD インシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。タイ進出企業さま向けのコンサルティング・セミナー等についてのお問い合わせ・お申込み等はお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & AD インターリスク総研(株) 総合企画部 国際業務グループ

TEL.03-5296-8920

<http://www.irric.co.jp/>

インターリスクアジアタイランドは、タイに設立された MS&AD インシュアランスグループに属するリスクマネジメント会社であり、お客様の工場・倉庫等における火災リスク調査や洪水リスク評価、ならびに交通リスク、サイバーリスク等に関する各種リスクコンサルティングサービスを提供しております。お問い合わせ・お申し込み等は、下記の弊社お問い合わせ先までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

InterRisk Asia(Thailand) Co., Ltd.

175 Sathorn City Tower, South Sathorn Road, Thungmahamek, Sathorn, Bangkok 10120, Thailand

TEL: +66-(0)-2679-5276

FAX: +66-(0)-2679-5278

<http://www.interriskthai.co.th/>

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業の CSR 活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & AD インターリスク総研 2018